

寄附講座の設置に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学（以下「乙」という。）とは、甲の寄附により乙に設置する講座（以下「寄附講座」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 寄附講座は、甲の要請に基づき、乙において、医療機関ネットワークの構築その他の地域医療に関する研究を行うとともに、その研究成果の普及を行い、地域医療の向上と県民の健康増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 寄附講座の名称は、信州大学医学部地域医療推進学講座（寄附講座 長野県）とする。

（事業）

第3条 第1条の目的を達成するため、乙は寄附講座において、次の研究に関する事業を行うこととする。

- （1） 地域医療の実態解析及び問題点の改善方策に関する研究
- （2） 効率的な医師の配置に関する研究
- （3） 医療機関ネットワークの構築に関する研究
- （4） 即戦力となる医師等の養成・確保に関する研究

（研究拠点）

第4条 前条の研究を行うため、乙は寄附講座に教員2名以上を置き、乙及び地域の中核病院において、前条の研究を行うものとする。

（設置期間）

第5条 寄附講座の設置期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（寄附金の額）

第6条 寄附講座の設置に係る甲の寄附金の額は、各年度、金30,000千円とする。但し、平成22年度以降の寄附金の額については、甲は、甲の予算の範囲内において変更することができるものとする。

2 乙は、前項但し書きにより、寄附金の額が変更された場合において、事業の継続が困難と判断したときは、甲と協議を行い、事業を縮小もしくは本協定を解除することができるものとする。

（寄附金の使途）

第7条 前条の寄附金は、第3条の事業を実施するために必要な経費に充てることとする。

（支払いの方法）

第8条 甲は、乙と協議し時期を定め、年度ごとに一括して乙に寄附金を支払うものとする。

（報告）

第9条 乙は、毎年度、9月末現在における研究の遂行状況を10月末までに、当該年度の研究成果を翌年度4月末までに甲に報告するものとする。

（変更）

第10条 乙は、寄附講座の内容に重要な変更を加えようとする場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。

（研究成果）

第11条 研究成果については、乙と協議を行い、甲も利用することができるものとする。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第12条 甲は、甲の歳出予算において、この協定に係る予算が計上されない場合は、この協定を解除するものとする。

（その他）

第13条 本協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度、誠意をもって協議する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各自1通を所持するものとする。

平成21年3月30日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

村井 仁



乙 長野県松本市旭3-1-1

国立大学法人信州大学

学 長

小宮山 淳

